

委 託 契 約 書

佐賀県有明海再生・環境課（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託業務名

令和8年度佐賀空港周辺航空機騒音調査業務（以下「委託業務」という。）

（2）委託業務の内容

「令和8年度佐賀空港周辺航空機騒音調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

（4）委託料

金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）

（5）契約保証金

免除（佐賀県財務規則第115条第3項第3号該当）

（委託業務の処理方法）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、仕様書及び甲の指示に従い、委託業務を実施しなければならない。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（委託業務の調査・報告）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(やり直し業務)

第6条 甲が、乙の実施内容が仕様書に適合しないと認め、やり直しを命じたときは、乙は、直ちにこれをやり直さなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認める場合は、業務内容を変更又は一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合において、業務委託又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(報告書の提出及び検査)

第8条 乙は委託業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により報告書が提出されたときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し合格の場合は報告書を受理し、合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による検査に合格しないときは、甲の指示する期限内にその指示に従いこれを補正し、甲の検査を受け直さなければならない。

4 第2項の検査及び第3項の再検査に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第9条 委託金の支払いは、完了払いとする。

2 乙は、甲から前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(延滞金)

第10条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に調査が完了することができない場合において、契約期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する事由により前条第3項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して委託料に対して延滞日数に対して年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求できる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第12条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（調査業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第15条 この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（費用の分担）

第16条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

甲 住所 佐賀市城内一丁目1番59号
氏名 佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課長 矢川 毅

乙 住所
氏名